

自主防災組織結成マニュアル



鴻 巣 市

～自分たちの地域は自分たちで守る～

大地震などの災害が発生した場合、消防機関による消火活動のほか、道路の復旧や罹災証明の発行など、様々な行政需要が発生することが予想されます。しかし、消防・警察・行政機関は全力をあげて防災活動を行いますが、道路、橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限され、災害対応能力が大きく低下することが考えられます。

阪神・淡路大震災では、道路、水道、電気、電話などの都市機能が麻痺し、消防機関など防災機関の活動は困難を極めました。地域の方々が、自発的に初期消火や救出・救護活動、避難所の運営などを行った地域では、結果的に地震による被害や混乱を最小限に押さえることができたと言われています。

また、東日本大震災においても多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、避難所運営支援や炊き出し等の活動が行われ、大規模災害における地域の方々の備えと助け合いが大きな役割を果たすことが改めて認識させられました。

このようなとき、地域の方々が自主的に協力して、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、避難所の運営を行う方が、何もしないで防災機関の活動を見守るより、地域の被害を少なくすることができるのではないかと、誰でも考えることと思います。

「自分たちの地域は自分たちで守る」そのような地域づくりとして、自主防災組織を結成し、活動を始めましょう。

目 次

ページ番号

1	自主防災組織とは	3
2	自主防災組織の活動について	4
3	結成に向けて ～自主防災組織の結成手順～	7
4	鴻巣市の補助制度	13
	自主防災組織活動補助金	13
	自主防災組織資機材等整備費補助金	19
5	参考資料・各種様式	24
	①鴻巣市自主防災組織育成指導要綱	24
	②自主防災会規約（参考）	27
	③自主防災会組織図（参考）	29
	④事業計画書・収支予算書	30
	⑤自主防災組織活動補助金交付要綱	31
	⑥事業報告書・収支決算書	35
	⑦鴻巣市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱	36

1 自主防災組織とは

基本の考え

自 助

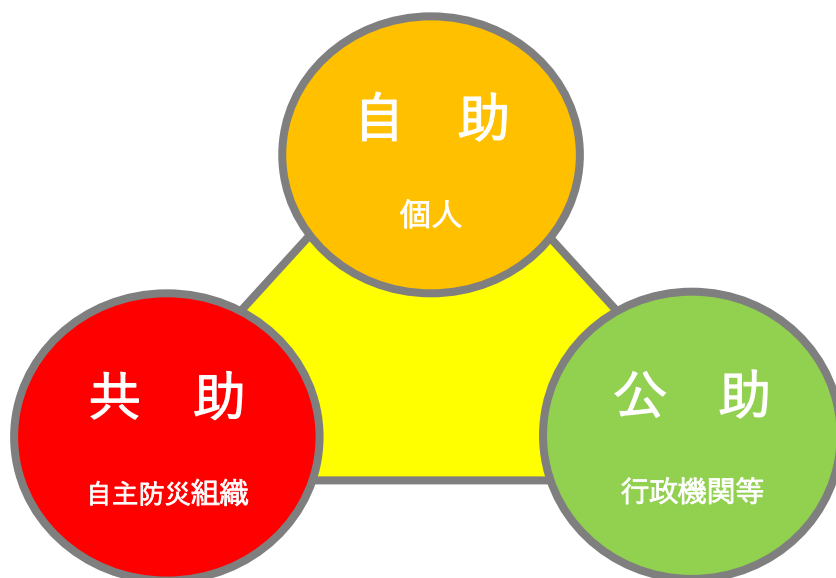
自分の命は自分で守る。日ごろ災害に対して備えたり、発災時には負傷せずに生き残る事が防災対策の基本となります。

共 助

自分たちは自分たちで守る。自分が負傷せずに生き残れたら、地域・組織・グループの人たちと助け合う事です。災害時に円滑に助け合いができるように、日ごろから備えることが大切です。

公 助

行政機関等（消防・警察・自衛隊等）が守る。国、自治体、消防、警察、自衛隊などによる公的な救助・災害支援や復旧活動の事です。プッシュ型支援（避難所への水・食料の提供）、ライフラインの復旧、情報収集と発信・伝達、避難所の開設などがあります。



防災対策において上記の「三助」の考えが重要とされています。この中で自分自身の力で災害を乗り切る「自助」では乗りきれず、市役所をはじめとする行政機関が行う「公助」ではカバーできない問題を、地域の皆さんがお互いに力を合わせて解決していくことが「共助」です。

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という「共助」の考えに基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいいます。住民が連携し、協力し合って地域の被害を最小限に抑える「共助」が自主防災組織に期待されています。

全国の自主防災組織の結成率は約 80%、また埼玉県内においても 90%を超えていますが、鴻巣市内の結成率は 63.5%（R2.12 現在）となっており、自主防災組織が不足しています。

そのため、鴻巣市では自治会単位での自主防災組織の結成を推奨し、活動の補助を行っています。

2 自主防災組織の活動について

自主防災組織は、災害が発生した場合、情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営（給食・給水、清掃等）、二次災害防止のための巡視など、幅広い活動を行います。

そのための平常時の活動として、主なものを例示すると次のとおりです。

1 組織体制の整備

組織として最低限の機能を確保するための班体制の整備や、緊急連絡網の作成、必要な防災資機材の整備を行います。

2 防災知識の習得

防災映画（ビデオ）上映会の開催、県防災学習センターの見学、防災パンフレットなどにより防災知識の習得に努めます。危機管理課では下記の DVD の貸し出しや、防災に関する動画を作成し YouTube（ユーチューブ）で公開しています。また、出前講座として、「災害セミナー地震編」「避難所運営ゲーム」の 2 種類を準備しています。防災知識の習得にお役立てください。

貸し出し DVD

タイトル	上映時間
地震や津波で死なないために一心に刻む 5 つのことー	15 分
避難所の開設・運営 その時、皆さんの力が必要です	17 分
気象災害から命を守る『想定外』は、いま起きるかもしれない	本編 2 1 分 証言集 2 8 分
熊本・大阪北部大地震から学ぶ 災害の備え・点検を！	23 分

※貸し出しは危機管理課窓口で申請が必要です。貸し出しできる枚数に限りがあるため、ご希望の日程に貸し出しができない場合があります



Konosu_city 鴻巣市チャンネル

鴻巣市 YouTube チャンネル

タイトル	上映時間
解説！マイ・タイムラインの作成について（※） 	約 5 分

※手話付の動画あり

3 総合防災訓練への参加

鴻巣市では、自然災害等を想定した避難所の開設や災害対策本部の運営方法の確認を行う防災訓練と市民の皆さんに参加していただく総合防災訓練を行っています。各年の防災訓練の内容については危機管理課へお問い合わせください。

総合防災訓練の様子



救出救護訓練



心肺蘇生訓練



消火訓練

4 防災訓練の実施

初期消火、救出・救助、救護、情報収集・伝達、避難誘導、給食・給水などの活動について、必要に応じ、市町村や消防本部の指導を受けながら訓練を実施します。

また、訓練というと、堅苦しくなりがちですので、ゲームをおりまぜて実施するなど、楽しみの要素を取り入れる工夫も必要です。



5 家庭内の防災対策（自助）の促進

災害から命を守るためには「自らの身の安全は自らで守る」ことが重要です。そこで、身の回りの安全対策に各家庭が取り組むよう推進します。

取り組み事例

- ・ 家屋の耐震化と家具の転倒防止措置
- ・ 災害時のトイレの確保（簡易トイレの準備）
- ・ ブロック塀の点検・改善
- ・ 緊急時の連絡先、避難場所の取り決めなど
- ・ 食料・飲料水の備蓄

組織の活動をより具体的なものとするため、地域の防災マップ等を作成し、地理的状況や世帯の状況を把握します。また、地域としての問題点や課題があれば、改善に取り組みます。

地域の把握

現地を確認して、以下のような地域の状況を把握します。

- ・地形、地質、建物の密集度、災害履歴箇所、避難可能場所
- ・行政庁舎、医療機関、生活必需品取扱店の位置
- ・河川、道路、橋梁の位置・幅員、危険物の集積場所
- ・倒壊危険性の高い建物・ブロック塀、ガラス落下危険箇所
- ・避難路、避難場所、井戸・貯水槽、防災倉庫の位置や状況



世帯状況の把握

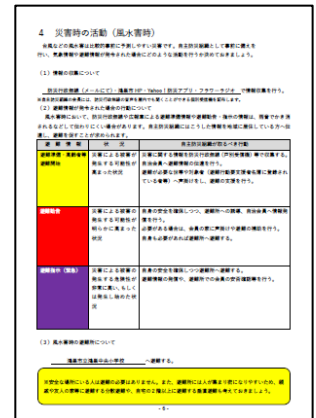
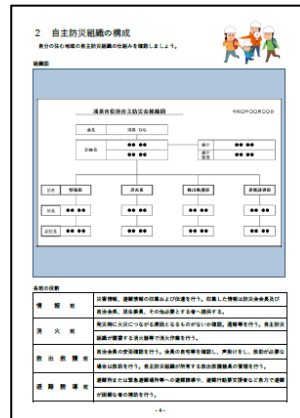
各世帯の家族状況や、高齢者や体の不自由な方など配慮を要する人について、プライバシーに充分配慮しつつ把握します。

災害時の活動計画（自主防災組織運用マニュアル）の作成

地域で作成した防災地図の内容などを踏まえ、昼・夜間別の活動、避難誘導、避難所運営などの活動計画を作成します。特に、地域の住民全員を安全に避難させるにはどうしたらよいか、避難誘導や避難所において、高齢者や障がい者に対して、どのような配慮が必要か決めておきましょう。

鴻巣市では、穴埋め方式の「自主防災組織運用マニュアル」を公開しています。各自主防災組織ごとに地域の実情に合うように編集し、オリジナルのマニュアルを作成しましょう。

作成に関するご相談は危機管理課へお願いいたします。



3 結成に向けて ～自主防災組織の結成手順～

※以下の手順は、自治会（町内会）に自主防災組織を結成する場合です。

1 自治会（町内会）の役員会などで自主防災組織の結成について話し合う

2 自治会（町内会）の総会で自主防災組織の結成案を議題とし討議・可決する

規約、組織（役員や班体制）、活動計画を総会で議決します。（記入例 P 9 以降に掲載）
自治会をベースにした場合でも、いくつかのタイプが考えられます。
どれが、自分の地域の実情にあっているか検討してみましょう。

自主防災組織のタイプ（自治会などをベースにしたもの）

別組織型 自治会などが中心となって、自治会とは別個に自主防災組織を結成する。

下部組織型 自治会などの下に独自の代表者、役員をもつ自主防災部門（〇〇自治会防災部など）をつくり、その部門を自主防災組織とする。

重複型 自治会などの代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。

3 自主防災会結成報告書を提出

鴻巣市では、自主防災組織に対して、補助金などの助成を実施していますので、それらを受けるためにも届出は必要です。ご不明な点がございましたら、危機管理課防災担当までご相談ください。

届出に必要な書類（記入例 P9~13）

- ・ 自主防災会結成報告書（資料 1）
- ・ 事業計画書、収支予算書（資料 3）
- ・ 自主防災会規約（資料 2）
- ・ 役員名簿・活動班名簿（資料 4）

4 自主防災組織の活動を開始

自主防災会の会長には防災行政無線用の戸別受信機（防災ラジオ）をお渡しします。
会長が交代する場合は次の方に戸別受信機をお渡しください。

結成にあたり気をつけておきたいポイント

1 無理のない活動計画を

自主防災組織は、地域の方々が自主的に一体となって活動するものです。地域全体の合意により活動できるよう、無理のない活動計画を立てましょう。

2 多くの人が楽しく参加できるように

防災というと、どうしても堅いイメージがあるために、参加を躊躇（ちゅうちょ）してしまう人がいると考えられます。活動を長く続けるためにも、楽しく参加できるような工夫をしましょう。

また、防災用に購入した資機材についても平時の地域のイベント等で点検も兼ねて使用し、住民の皆さんが使用の方法や、保管場所がわかるようにしておきましょう。



別記様式

自主防災会結成報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 鴻巣市長

自主防災組織の代表者を記入する

名 称 鴻巣市役所 自主防災会

代表者氏名 鴻巣 ひな

次のとおり自主防災会を結成したので、報告いたします。

名 称	鴻巣市役所 自主防災会
結成年月日	総会で承認された日
本部を置く 場 所	住 所 鴻巣市中央 1 - 1 電 話 0 4 8 - 5 4 1 - 1 3 2 1
代 表 者	氏 名 鴻巣 ひな 住 所 鴻巣市中央 1 - 1 電 話 0 4 8 - 5 4 1 - 1 3 2 1
構成世帯数	自主防災組織（自治会）の構成世帯数 世帯
添付書類	1 自主防災組織の規約 2 組織名簿 3 その他（ 事業計画、収支予算書 ）
備 考	

代表者の氏名、住所、
連絡先を記入する。

資料 2

鴻巣市役所自主防災会規約（例）

（名称）

第 1 条 この会は、鴻巣市役所自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・水害その他の災害（以下「地震・水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震・水害等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震・水害等の発生時における情報の収集伝達、初期消化、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第 5 条 本会は、鴻巣市役所自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 班長 若干名
- (4) 会計 1 人
- (5) 監事 1 人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震・水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の会計事務を行う。

5 監事は、会の会計を監査する。

（会議）

第 8 条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震・水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震・水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震・水害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消化、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他、必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

令和〇年度 鴻巣市役所自主防災会 事業計画書

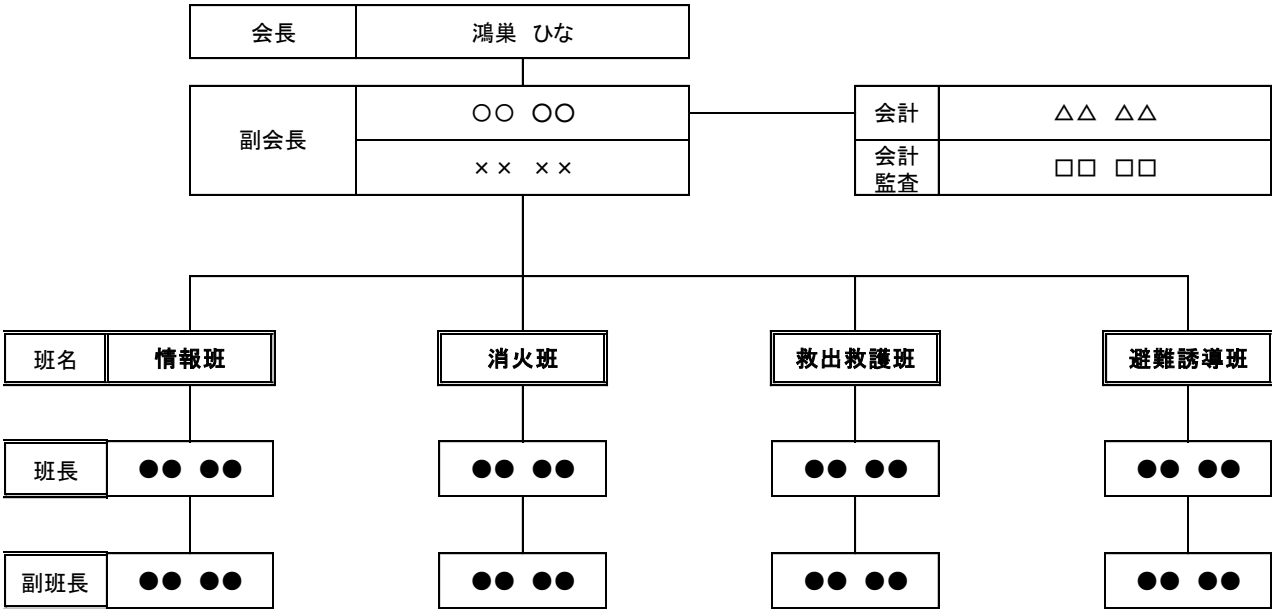
実施月	実施事項
4月	鴻巣市危機管理課による出前講座
7月	炊き出し訓練
9月	市役所地区防災訓練
3月	役員会

令和〇年度 鴻巣市役所自主防災組織 収支予算書

収入 (円)		支出 (円)	
項目	金額	項目	金額
市より補助金	20,000	備品購入	15,000
住民負担金	30,000	炊き出し訓練食材費	10,000
		防災訓練保険金	25,000
合 計	50,000	合 計	50,000

鴻巣市役所自主防災会組織図

令和〇年〇〇月〇〇日



4 鴻巣市の補助制度

1 自主防災組織活動補助金

自主防災組織活動補助金とは

自主防災組織に対し、防災活動費用の一部を補助することにより、組織の育成強化、防災意識の高揚及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的としています。申請は年度ごとに1回限り可能です。

補助対象経費	防災知識の普及に要する経費
	防災訓練の実施に要する経費
	防災対策用資機材の購入に要する経費
	組織の運用に要する経費
	その他市長が必要と認めた経費

※繰越金、積立金、負担金、予備費などには補助金を充てることはできません。



概要

補助金（上限）額	20,000円 / 1年度あたり
補助対象期間及び申請期限	交付申請年度の4月1日～2月末まで
実績報告期間	補助事業完了後～翌年度の4月末まで (交付年度末に別途通知あり)

返納の手続き

実績報告時に、補助金の交付を受けた金額よりも実際に使用した金額が少なかった場合には、未使用分の補助金を返納していただくこととなります。返納に関する処理については、個別に対応いたしますので、危機管理課までご連絡ください。

なお、自主防災活動の活性化のため、交付を受けた補助金は全額有効にご活用くださいますようお願いいたします。

実績報告

補助金を交付した自主防災組織は、実績の報告が必要となります。

交付した補助金に残額が発生した場合は残額分を返金するため、適切に予算を執行し、防災活動に役立ててください。

実績報告には事業報告書・収支決算書の添付が必要です。提出期限までに報告書を提出できるように資料の作成をしましょう。

自主防災組織活動補助金の申請から実績報告までの流れ

1 自主防災会の総会で事業計画・予算を決定

2 自主防災組織活動補助金交付申請書を提出

事業計画書及び収支予算書（P12 資料 3,4）を添付し、危機管理課に提出してください。

3 自主防災組織活動補助金交付決定通知書を受け取る

申請内容を審査し、適正であれば、自主防災会に「自主防災組織活動補助金交付決定通知書」と「補助金等交付請求書」を送付します。

4 補助金等交付請求書を提出

振込先の情報を記入。記入例（P16）を確認し、誤りのないようにしましょう。

5 補助金の交付・防災事業の実施

請求書に記載された振込先に補助金を交付します。

6 自主防災組織活動補助金実績報告書を提出

自主防災事業が完了したら「自主防災組織活動補助金実績報告書」に必要書類を添えて、危機管理課に提出してください。年度末に通知と様式を送付します。

添付書類（事業報告書・収支決算書）

収支決算書は自主防災組織の監査を受け、収支決算書の最後に「令和〇年度収支について、適正に処理したことを証します。」と記入し、自主防災組織の代表者の記名をお願いします。

注意点・お願い

- ・自主防災会は自治会とは、別団体ですので、自治会の事業計画・予算計画とは別に作成をお願いします。事業報告・収支決算も同じになります。
- ・申請書は、各支所でも提出可能です。なお、書類に不備等がある場合はご連絡する場合があります。

申請書記入例（自主防災組織活動補助金）

様式第1号（第4条関係）

自主防災組織活動補助金交付申請書

年 月 日

鴻巣市長 あて

組織名、代表者の住所、氏名、電話番号を記入

申請者自主防災組織名 鴻巣市役所自主防災会
住 所 鴻巣市中央1番1号
代表者 氏 名 鴻 巣 ひ な
電話番号 048-541-1321

鴻巣市自主防災組織活動補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 ○ 年度	上段：事業に要する経費 下段：補助金額（年額2万円が上限）
補助事業の経費所要額	50,000円	
補助金額	20,000円	
添付書類	事業計画書、収支予算書	

活動の計画と経費が分かる資料を添付
※P12 資料3と同様

申請時の注意点

- ・申請書は原則市役所の危機管理課窓口へ提出しましょう。（記入事項・添付書類の確認時に訂正が必要な場合があります。訂正用の印も持参しましょう。）
- ・持参が難しい場合は、郵送または吹上支所、川里支所での提出も可能です。（内容に不備等があれば電話で連絡をする場合があります）
- ・添付資料がそろっているか確認しましょう。

請求書記入例（自主防災組織活動補助金）

様式第7号(第13条関係)

補 助 金 等 交 付 請 求 書

令和 年 月 日

(あて先)鴻巣市長

シャチハタ不可

住 所 鴻巣市中央1番1号

補助事業者 名称 鴻巣市役所自主防災会

代表者氏名 鴻巣 ひな

印

※必ず代表者のお名前をご記入ください。

鴻巣市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助金等の交付請求額 20,000 円

補 助 年 度	令和 2 年度	実施主体名	鴻巣市役所自主防災会
補 助 事 業 名	鴻巣市自主防災組織活動補助事業		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額	2 0 , 0 0 0 円		
補 助 金 等 の 既 交 付 決 定 額	令和 年 月 日 交付	円	
	令和 年 月 日 交付	円	
未 交 付 額	2 0 , 0 0 0 円		
今 回 請 求 額	2 0 , 0 0 0 円		

振 込 先	金融機関・支店名 (郵便局を除く)	銀行 金庫 農協	支店 支所
	預 金 種 別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
	口 座 番 号		

印
誤り

修正例

補助金の振込先を記入してください。

- ・ 預金名義の誤りがよく見受けられますので、必ず預金通帳等でご確認ください。
- ・ 修正液・修正テープでの修正は不可。二重線と修正印で訂正してください。

実績報告書記入例（自主防災組織活動補助金）

様式第3号（第8条関係）

自主防災組織活動補助金実績報告書

提出日を記入

年 月 日

鴻 巣 市 長 あて

組織名、代表者の住所、
氏名、電話番号を記入

申請者
自主防災組織名 鴻巣市役所 自主防災会
住 所 鴻巣市中央1番1号
代表者 氏 名 鴻 巣 ひ な
電話番号 048-541-1321

交付決定通知の年月日

令和〇年〇月〇日付けで交付を受けた補助金について、次のとおり報告します。

交 付 金 額	20,000円
添 付 書 類	事業報告書、収支決算書

活動の実績と収支決算が分かる資料を添付
※P19 を参照

令和 ○ 年度 鴻巣市役所自主防災会 事業報告書

実 施 月	実 施 事 項
4 月 2 0 日	鴻巣市危機管理課による出前講座（避難所運営ゲーム）
7 月 1 5 日	炊き出し訓練（自治会集会所にて実施）
9 月 1 日	市役所地区防災訓練（50 名参加 避難訓練・救護訓練）
3 月 9 日	役員会

令和 ○ 年度 鴻巣市役所自主防災会 収支決算書

収入 (円)		支出 (円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
市より補助金	20,000	備品購入	15,000
住民負担金	30,000	炊き出し訓練食材費	10,000
		防災訓練保険金	25,000
合 計	50,000	合 計	50,000

令和 ○ 年度収支について、適正に処理したことを証します

鴻巣市役所 自主防災会会長 鴻巣 ひな

自主防災組織資機材整備費補助金とは

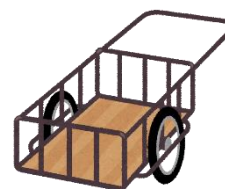
自主防災組織に対し、資金の補助をすることで必要な資機材を購入することを目的としています。個人では準備できないような機材等を準備し、災害時に備えましょう。

なお、補助を受けられるのは、1団体当たり1度限りです。なんらかの事情で自主防災会を再結成した場合などでも補助は受けられません。できるだけ、自主防災会を結成してすぐに申請するのではなく、防災訓練等の事業を通じて、本当に必要とするものは何なのか十分検討してから申請してください。

補助対象事業

以下の防災活動に使用する資機材を整備する事業が対象となります。

事業	品名
情報収集伝達用器具	携帯無線機、携帯ラジオ等
初期消火用器具	消火器、消火用バケツ等
救出用器具	はしご、ロープ、かけや、のこぎり、バール、スコップ、ジャッキ等
救護用器具	担架、救急セット等
避難誘導用器具	懐中電灯、ライト、メガホン、誘導旗等
給食給水用器具	炊き出し用具、ろ水機、ポリタンク等
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、毛布、防水シート、発電機、投光器、排水ポンプ、資機材格納庫、杭、土のう、その他市長が必要と認めた機材



概要

補助金（上限）額	250,000円 / 1団体あたり
補助対象期間及び申請期限	交付申請年度の4月1日～1月末まで
実績報告期間	事業完了後速やかに提出

自主防災組織資機材整備費補助金の申請から実績報告までの流れ

1 自主防災会で整備する資機材を検討

2 資機材の見積書やカタログ等を集収

3 防災用資機材整備費助成金交付申請書を提出

添付書類

見積書・カタログ等の整備する資機材の値段がわかるもの

4 防災用資機材整備費補助金交付決定通知書を受け取る

申請内容を審査し、適正であれば、自主防災会に以下の書類を送付します。

- ・ 防災用資機材整備費補助金交付決定通知書
- ・ 補助金等交付請求書
- ・ 防災用資機材購入実績報告書

5 補助金等交付請求書を提出

振込先の情報を記入。記入例（P22）を確認し、誤りのないようにしましょう。

6 資機材を購入

7 防災用資機材購入実績報告書を提出

整備資機材の納品・精算が終了後、「防災用資機材購入実績報告書」に領収書(写し)を添付の上、危機管理課に提出してください。

注意点・お願い

- ・ 防災資機材のカタログは、危機管理課及び各支所でも閲覧できます。
- ・ 申請にあたりご不明な点がありましたら、危機管理課までご相談ください。
- ・ 申請書は、各支所でも提出可能です。なお、書類に不備等がある場合はご連絡する場合があります。
- ・ 市の予算には限りがあるため、すぐに補助を受けられない場合がある旨ご了承ください。

申請書記入例（自主防災組織資機材整備補助金）

様式第1号（第4条関係）

防災用資機材整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）鴻巣市長

提出日を記入

組織名、代表者の住所、
氏名、電話番号を記入

申請者

自主防災組織名 鴻巣市役所 自主防災会

代表者 住 所 鴻巣市中央1番1号

氏 名 鴻巣 ひな

鴻巣市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	令和 年度		
補助事業の概算経費		260,000 円	
防災用資機材	資 機 材 名	数 量	
	防災倉庫	1	
	懐中電灯	10	
補 助 金 額		250,000 円	

※見積書添付

事業に要する経費を記入
※補助金額は、25万円が上限

請求書記入例（自主防災組織資機材整備補助金）

様式第7号(第13条関係)

補助金等交付請求書

(あて先)鴻巣市長

提出日を記入

令和 年 月 日

〒 365-8601

住 所 鴻巣市中央1番1号

補助事業者 名 称 鴻巣市役所 自主防災会

代表者氏名 鴻巣 一郎

鴻巣市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助金等の交付請求額 250,000円

補 助 年 度	令和〇年度	実 施 主 体 名	鴻巣市役所 自主防災会
補 助 事 業 名	鴻巣市自主防災組織資機材整備費補助事業		
補助金等の交付決定額	250,000 円		
補助金等の既交付額	年 月 日交付 円		
未 交 付 額	250,000 円		
今 回 交 付 請 求 額	250,000 円		

振 込 先	金融機関・支店名 (郵便局を除く)	鴻巣 銀行 支店 農協 鴻巣 支店 支所
	預 金 種 別	1. 普通 2. 当座 3. その他()
	口 座 番 号	1234567
	預 金 名 義	フリガナ コウノスシヤクシヨジシュボウサイカイ 鴻巣市役所自主防災会

- ・ 預金名義の誤りがよく見受けられますので、必ず預金通帳等でご確認ください。
- ・ 修正液・修正テープでの修正は不可。二重線と修正印で訂正してください。

実績報告書記入例（自主防災組織資機材整備補助金）

様式第 3 号(第 6 条関係)

防災用資機材購入実績報告書

令和 年 月 日

鴻 巣 市 長 あて

提出日を記入

組織名、代表者の住所、
氏名、電話番号を記入

申請者
自主防災組織名 鴻巣市役所 自主防災会
住 所 鴻巣市中央 1 番 1 号
代表者 氏 名 鴻 巣 ひ な
電話番号 048-541-1321

交付決定の通知年月日

令和 年 月 日付けで交付を受けた補助金について、次のとおり報告します。

資機材購入金額	260,000 円	
補 助 金 額	250,000 円	
防災用資機材	資 機 材 名	数 量
	ポータブルトイレ	40 個
	発電機	1 基
	救助用斧	4 本
	担架	2 基
	救急箱	2 個
添付書類	購入資機材の購入を証する書類（領収書、写真等）	

領収書（コピー可）に明細の記入がない場合、購入した物と購入金額が分かるものを添付

5 参考資料・各種様式

鴻巣市ホームページに参考資料・各種様式を掲載しています。各種申請や自主防災会の運用にお役立てください。

1 鴻巣市自主防災組織育成指導要綱

平成 18 年 5 月 2 日告示第 129 号

改正

平成 21 年 3 月 27 日告示第 62 号

平成 25 年 3 月 28 日告示第 67 号

平成 27 年 3 月 30 日告示第 90 号

平成 31 年 4 月 1 日告示第 141 号

鴻巣市自主防災組織育成指導要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、災害に強いまちづくりの一環として、自主防災組織の結成を促進することにより、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制づくりの推進を図ることを目的とする。

（設置基準）

第 2 条 自主防災組織（以下「組織」という。）は、自治会を単位として結成するものとする。ただし、市長がこれによることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（名称）

第 3 条 組織相互の連絡調整を図るため、組織の名称を統一するものとする。

2 組織の名称は、団体名の次に自主防災会を加えるものとする。

（会長）

第 4 条 組織に会長を置く。

2 会長は、組織の会務を総理し、組織を代表する。

（活動班）

第 5 条 組織に活動班を置き、活動班ごとに班長を定める。

（組織結成報告）

第 6 条 組織を結成したときは、組織の目的、事業、役員、会議、行動計画等について規約を定め、自主防災会結成報告書（別記様式）により市長に報告するものとする。

（活動）

第7条 組織は、次の活動を行うものとする。

(1) 予防活動

- ア 防災知識の普及及び意識高揚
- イ 防災点検及び事業計画
- ウ 出火防止の徹底
- エ 防災訓練
- オ 資機材、備蓄物資等の設備、保守管理及び調達計画

(2) 応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 救出及び救護
- エ 避難誘導
- オ 給水、給食、救助物資の配分

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な活動

(組織指導)

第8条 市及び消防機関等は、共同して組織の指導に当たるものとする。

2 組織の総括的事務は、市民生活部危機管理課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第62号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第67号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第90号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第141号抄）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

自主防災会結成報告書

年 月 日

（あて先）鴻巣市長

名 称 自主防災会
代表者氏名

次のとおり自主防災会を結成したので、報告いたします。

名 称	自主防災会
結成年月日	
本部を置く 場 所	住 所 鴻巣市 電 話
代 表 者	氏 名 住 所 鴻巣市 電 話
構成世帯数	世帯
添付書類	1 自主防災組織の規約 2 組織名簿 3 その他（ ）
備 考	

〇〇〇〇自治会自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・水害その他の災害（以下「地震・水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （7） 防災に関する知識の普及に関すること。
- （8） 地震・水害等に対する災害予防に関すること。
- （9） 地震・水害等の発生時における情報の収集伝達、初期消化、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （10） 防災訓練の実施に関すること。
- （11） 防災資機材等の備蓄に関すること。
- （12） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇〇自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （6） 会長 1人
- （7） 副会長 〇人
- （8） 班長 〇人
- （9） 会計 〇人
- （10） 監事 〇人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震・水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の会計事務を行う。

5 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(6) 規約の改正に関すること。

(7) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(8) 事業計画に関すること。

(9) 予算及び決算に関すること。

(10) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(4) 総会に提出すべきこと。

(5) 総会により委任されたこと。

(6) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震・水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(6) 地震・水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(7) 防災知識の普及に関すること。

(8) 防災訓練の実施に関すること。

(9) 地震・水害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消化、救出救護及び避難誘導に関すること。

(10) その他、必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

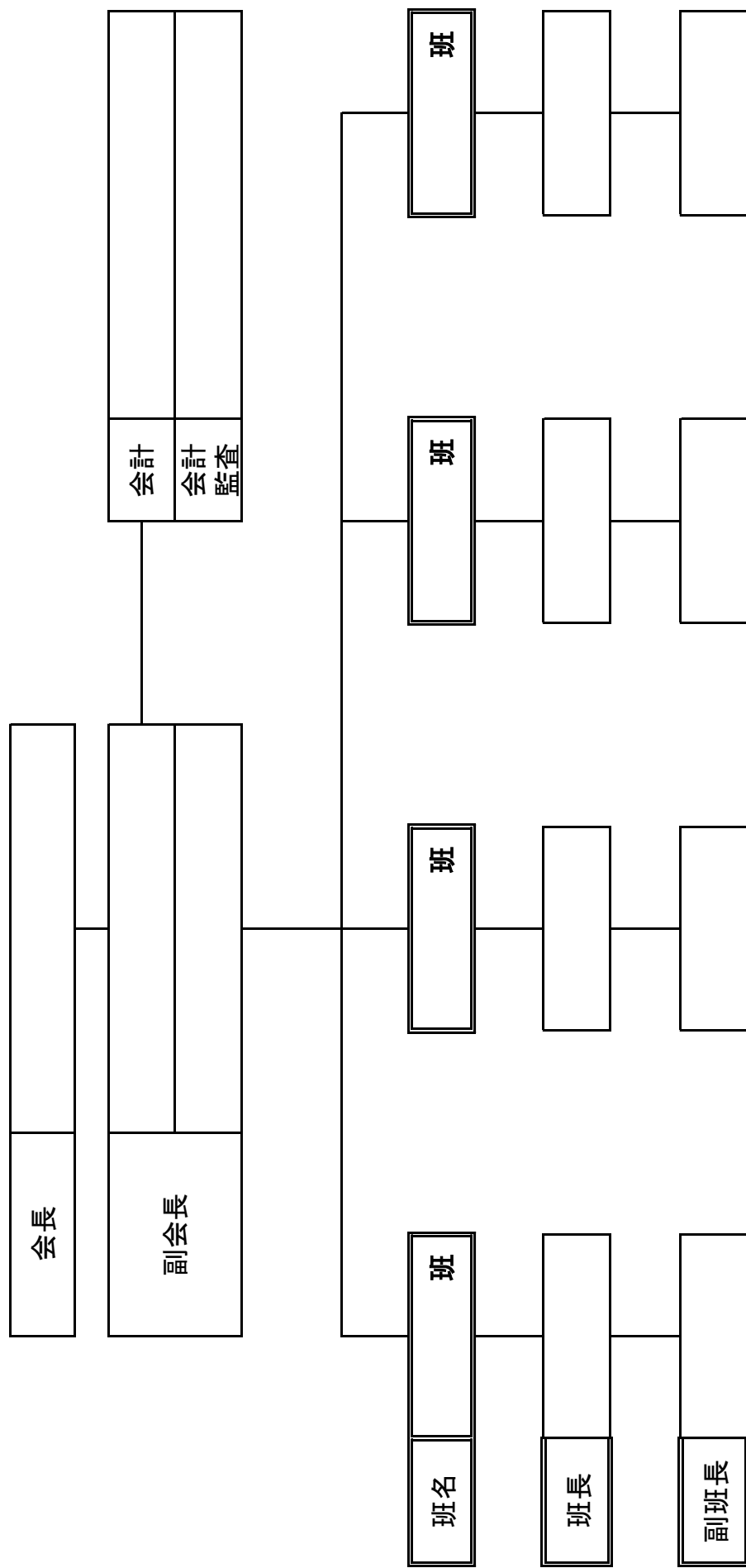
2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

自主防災会組織図

令和 年 月 日



平成 18 年 5 月 2 日告示第 130 号

改正

平成 28 年 3 月 30 日告示第 116 号

令和 2 年 3 月 17 日告示第 62 号

鴻巣市自主防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、鴻巣市自主防災組織育成指導要綱（平成 18 年鴻巣市告示第 129 号）に基づき結成された自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において防災活動費用の一部を補助することにより、組織の育成強化、防災意識の高揚及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に要する経費
- (2) 防災訓練の実施に要する経費
- (3) 防災対策用資機材の購入に要する経費
- (4) 組織の運営に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助額)

第 3 条 補助金の額は、1 組織当たり 2 万円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の際、条件を付し、又は組織の代表者に対して、その活動状況について報告を求めることができる。

(交付時期)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定に基づき補助金の交付を決定をしたときは、速やかに補助金を交付するも

のとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに鴻巣市自主防災組織活動補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（準用）

第9条 補助金の交付については、この告示に定めるもののほか、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（鴻巣市自主防災組織活動費補助金交付要綱の廃止）

2 鴻巣市自主防災組織活動費補助金交付要綱（平成8年鴻巣市告示第82号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月30日告示第116号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に結成された組織に対する補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月17日告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和2年4月1日以後の申請のあった補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

自主防災組織活動補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）鴻巣市長

申請者
自主防災組織名
住 所
代表者 氏 名
電話番号

鴻巣市自主防災組織活動補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の
とおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の経費所要額	円
補 助 金 額	円
添 付 書 類	

様式第3号（第8条関係）

自主防災組織活動補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）鴻巣市長

申請者
自主防災組織名
住 所
代表者 氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付を受けた補助金について、次のとおり報告します。

交 付 金 額	円
添 付 書 類	

令和 年度 自主防災会 事業報告書

実 施 月	実 施 事 項

令和 年度 自主防災会 収支決算書

収入 (円)		支出 (円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

令和 年度収支について、適正に処理したことを証します。

自主防災会会長

平成 18 年 5 月 2 日告示第 131 号

改正

平成 28 年 3 月 30 日告示第 117 号

鴻巣市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の防災意識の高揚と自主防災組織の充実及び強化を図るため、予算の範囲内において防災資機材の整備に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則(昭和 54 年鴻巣市規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、鴻巣市自主防災組織育成指導要綱(平成 18 年鴻巣市告示第 129 号)に基づき結成された組織(以下「組織」という。)をいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表に掲げる防災活動に使用する資機材を整備する事業とする。

2 補助の対象となる経費は、前項に規定する補助事業の実施に要する経費とし、補助金の額は 1 組織当たり 25 万円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、防災用資機材整備費補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 交付の申請は、1 組織につき 1 回を限度とする。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、防災用資機材整備費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入が完了したときは、速やかに防災用資機材購入実績報告書(様式第 3 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた組織の代表者に対して、資機材の状況について報告を求めることができる。

（関係書類の保管年限）

第8条 規則第18条に規定する書類及び帳簿等は、資機材を購入した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（鴻巣市自主防災組織設立補助金交付要綱の廃止）

2 鴻巣市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成8年鴻巣市告示第81号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月30日告示第117号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に結成された組織に対する補助金の額については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

防災用資機材

区分	品名
情報収集伝達用器具	携帯用無線機、携帯ラジオ等の情報収集伝達用器具
初期消火用器具	消火器、消火バケツ等の初期消火用器具
救出用器具	はしご、ロープ、かけや、のこぎり、バール、スコップ、ジャッキ等の救出用器具
救護用器具	担架、救急セット等の救護用器具
避難誘導用器具	懐中電灯、ライト、トランジスターメガホン、誘導旗等の避難誘導用器具
給食給水用器具	炊き出し用具、ろ水機、ポリタンク等の給食給水器具
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、毛布、防水シート、発電機、投光機、排水ポンプ、資機材格納庫、杭、土のうその他市長が必要と認めた機材

様式第 1 号（第 4 条関係）

防災用資機材整備費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）鴻巣市長

申請者

自主防災組織名

自主防災会

代表者 住 所 鴻巣市

氏 名

鴻巣市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度		
補助事業の概算経費		円	
防災用資機材	資 機 材 名	数 量	
補 助 金 額		円	

※見積書添付

様式第 3 号(第 6 条関係)

防災用資機材購入実績報告書

年 月 日

(あて先) 鴻巣市長

申請者

自主防災組織名

自主防災会

代表者 住 所 鴻巣市

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付を受けた補助金について、次のとおり報告します。

資機材購入金額	円	
補 助 金 額	円	
防災用資機材	資 機 材 名	数 量
添付書類		

